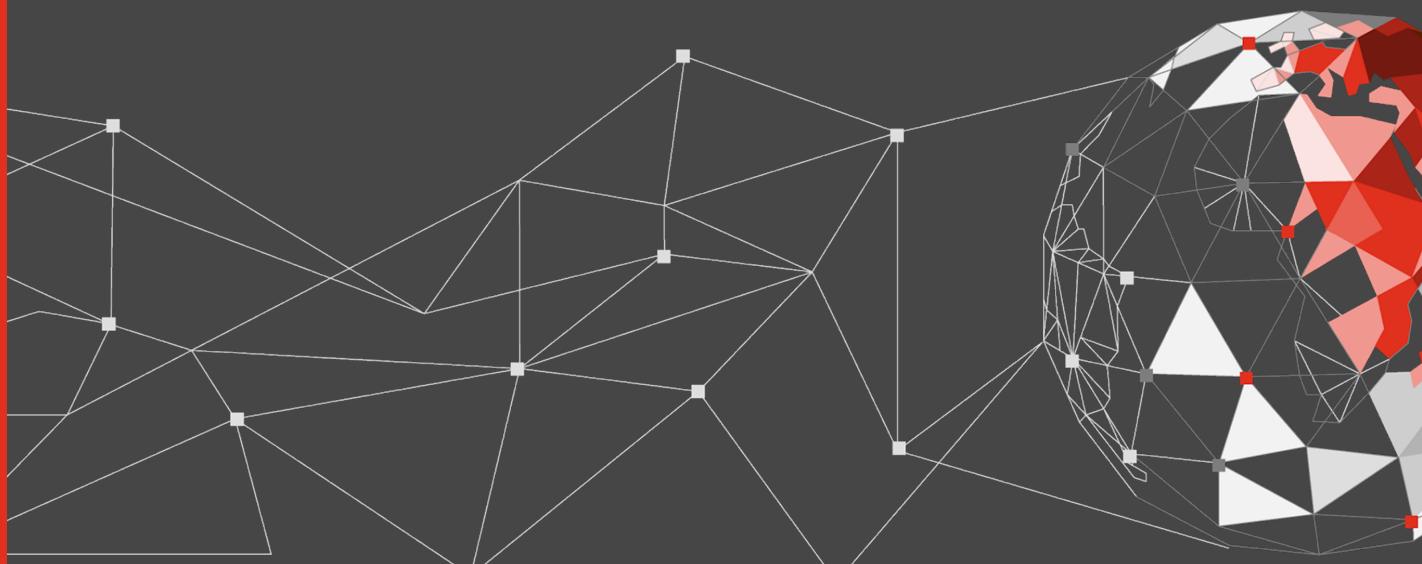


# 新型コロナウイルス感染症 (COVID-19)に関する ML/TFリスクの変化と対応

2020年7月



# はじめに

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)への対策は、ロックダウンや外出自粛を中心とした「抑え込み」のフェーズから、感染リスクを極力抑えつつ経済活動を維持する「ウィズコロナ」のフェーズに移りつつあります。各国政府は公衆衛生面の対応に加えて、引き続き一部の規制緩和や融資・給付策などを実施していますが、このような大きな環境変化に際しては、規制の枠組みや運用上の隙が生じやすく、それが金融犯罪者やテロリストなどにとって格好の標的となります。

今後、ワクチンや治療薬の量産体制が確立した後の世界(アフターコロナ)に至っても、今回の未曾有の経験を踏まえ、人々の価値観や行動様式は元には戻らない可能性もあります。

マネーローンダリング／テロ資金供与対策(AML/CFT)の分野では従来から、顧客や取引のリスクだけにとどまらず、地政学的なリスク、経済環境・規制環境の変化に伴うリスク等を総合的に勘案して金融犯罪の検知や未然防止に役立ててきましたが、ウィズコロナ／アフターコロナの世界で標準となるべき行動様式(ニューノーマル)に対応するにあたっても、この考え方(リスクベースアプローチ)は普遍的に活用できるものと私たちは考えています。

AML/CFTのグローバルな基準を定める国際機関であるFATFは、2020年4月1日にCOVID-19に関連した不正金融対策に関する議長声明を発出し、それに続いて5月4日にはCOVID-19がAML/CFTに及ぼす影響を示したガイダンスを発行しました。

一方、FATF自身も各国に対する審査スケジュール等を延期するなどCOVID-19の影響を強く受けています。2019年にオンライン審査を受けた日本に対する審査結果採択時期は10月に延期されることが確定しており、審査結果の公表もこれに合わせて延期される予定です。

本レポートでは、これらの公表情報から把握できる重要な外部環境の変化を踏まえたマネーローンダリング／テロ資金供与(ML/TF)リスクの認識、国と事業者による対応事例等を基に、リスクベースアプローチに基づく金融犯罪対策に関する示唆を抽出し、解説を加えています。

本稿が、本邦の経済と金融システムを支える皆様にとって、AML/CFT態勢の整備を含む今後の経営方針を検討する際の一助となれば幸いです。

2020年7月

本レポートは、FATFが2020年4月～5月に公表した声明・ガイダンスの内容を基に、PwCとしての解釈と意見を加えたものです。



# COVID-19に関するFATF議長声明の概要

2020年4月1日に公表された議長声明では、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の拡大に対処するための各国当局および金融機関に求められる指針が4つの観点で取りまとめられており、FATF加盟国に対して、COVID-19拡大期における新たなML/TFリスクへ警戒しつつ、リスクベースアプローチに基づく柔軟な対応を求めています。

COVID-19関連金融犯罪への対応	デジタル手段による顧客受入れと簡素な顧客管理(SDD)	NPOを通じた援助の提供	継続的なアウトリーチと助言
新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う不安に付け込んだ金融犯罪等、関連するML/TFリスクへの対策が必要である。 <ul style="list-style-type: none"><li>・感染拡大に便乗した詐欺</li><li>・フィッシング、サイバー攻撃</li></ul>	外出自粛等の措置が取られる中、デジタル技術を利用した顧客受入れ等が推奨される。 <ul style="list-style-type: none"><li>・デジタルアイデンティティの利用</li><li>・適切なSDDの実施</li></ul>	NPOによる正当な支援が妨げられないよう、金融機関との密な連携が必要である。 <ul style="list-style-type: none"><li>・TFリスク評価の適切な実施</li><li>・NPOと金融機関の積極的な対話</li></ul>	今般の事態に対応するためには当局からのアウトリーチが重要である。 <ul style="list-style-type: none"><li>・各国のAML/CFT規制の現況下における運用</li><li>・FATF、国際決済銀行、世界銀行間のコミュニケーション</li></ul>

出典:[FATF議長声明](#)、PwC作成

## 金融機関の使命とAML/CFTのバランス

金融機関は金融機能・市場機能を安定的に運営することによって社会の信頼を維持し、経済の混乱を防ぐ使命を有しており、顧客管理を始めとするAML/CFTがこの使命を妨げることがないよう留意する必要があります。特に緊急事態下で特例対応(無担保融資や現金給付等)を行う場合には、事後のまたは間接的な手段も含めた合理的な顧客管理を実施したうえで、取引の透明性が担保されるような手立てを講じる必要があります。過去、今回と同様に金融機関の使命とAML/CFTのバランスが求められた事例として、2014年に発生した東日本大震災への対応が挙げられます。

### 東日本大震災時に全銀協が取りまとめた緊急事態下における金融機関の課題のうち、関連個所の抜粋\*

想定されるイベント	銀行業界における状況・対応の例
預金払戻し時の必要書類等の喪失 通帳・カード・印鑑等の喪失、等	<ul style="list-style-type: none"><li>・総合的判断での本人確認により払戻しを実施</li><li>・面識による本人確認等</li><li>・カード再発行に伴う手数料を免除</li></ul>
犯罪収益移転防止法の改正(震災の特例:被災者の申告による本人確認許容)により、架空・なりすましの取引が発生する懸念あり	<ul style="list-style-type: none"><li>・顧客(被災者)より可能な限りの資料徴求、確認・同意書の取得による取引目的等の確認を通じて、架空・なりすましの排除努力を行う。</li><li>・口座開設許容先は、不審・不自然な口座異動がないか、事後モニタリングを強化する</li></ul>
犯罪収益移転防止法の改正(震災の特例:被災者の申告による本人確認許容)にもとづく取引先に関して、最終的な本人確認が未済となる可能性がある。	<ul style="list-style-type: none"><li>・震災の特例(被災者の申告による本人確認許容)にもとづく取引を許容する場合には、「公的書類による本人確認が可能となり次第届出行う旨」の確認・同意書を取得。</li><li>・あわせて、口座開設許容先に関しては、一定期間経過後、当方より最終的な本人確認手続を実施するよう連絡・要請する。</li></ul>
ATMや支店等の流出、焼失に伴い、大量の個人情報の漏洩が発生	<ul style="list-style-type: none"><li>・現状は実態把握できず。今後、事実確認・調査のうえ対応検討</li></ul>

\* 出典:一般社団法人全国銀行協会「東日本大震災における銀行界の対応と今後の課題」

なお、東日本大震災の事例は復興を目指す過程の時限的な措置でしたが、今回のCOVID-19対応は新たな行動様式(ニューノーマル)への移行も見据えた恒久的な対応(ビジネスモデルの変更)となり得る点が重要です。

# COVID-19に関するAML/CFTガイダンスの概要

2020年5月4日に公表されたガイダンスには、COVID-19がAML/CFTにもたらす影響を把握するための各国当局の取り組みと、初期的なリスク分析のために犯罪類型を整理した結果が示されています。

これは、200以上の管轄区域からなるFATF／FATF型地域体(FSRB)加盟国から共有された資料や情報に基づいています。情報提供を目的としたものであり、FATFの見解やFATF基準の変更可能性を示すものではありませんが、重要な外部環境の変化に伴うML/TFリスクの認識、国と事業者による対応事例等が豊富に含まれており、リスクベースアプローチに基づく金融犯罪対策に関する有用な示唆を得ることができます。

深刻化するML/TFリスク像	AML/CFTへのCOVID-19の影響	講じ得るAML/CFT上の対応
<p>COVID-19の影響による新たな犯罪類型を捉え、現状に即したML/TFリスクの評価を行う必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>• MLの脅威の増大</li><li>• その他の文脈的要因とMLに対する脆弱性</li><li>• テロ資金供与</li><li>• ML/TFの潜在的リスクの概要</li></ul>	<p>感染症の拡大は政府・民間におけるAML/CFT上の重要領域へ影響を及ぼしており、主に以下の観点に着目することが肝要である。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>• リモートワークを中心とした業務体制</li><li>• 感染症対策への政府資源の再配置</li><li>• 高リスクセクターにおける活動の変化</li><li>• 渡航制限等による国際協力への障害</li></ul>	<p>各国当局は今状況下における広範な課題に対し、官民の連携を軸とした対策を講じ始めている。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>• 官民のコミュニケーション・連携の強化</li><li>• 現状に即したリスクベースアプローチ</li><li>• 電子・デジタル決済の支援</li><li>• 経済救済の文脈におけるAML/CFT義務の明確化</li></ul>

出典:[FATFガイダンス](#)、PwC作成

なお、本レポートにおいて個別の解説は行いませんが、ガイダンスの後半には別紙として各国当局や地域体による声明とガイダンスが一覧化されています。

例1) オーストラリア(AUSTRAC) COVID-19に関する助言・ガイダンスを発信

<https://www.austrac.gov.au/covid-19-updates>.

例2) シンガポール(MAS) 規制当局/監督当局のリスク認識および金融機関に対する期待を公表

<https://www.mas.gov.sg/news/media-releases/2020/mas-takes-regulatory-and-supervisory-measures-to-help-fis-focus-on-supporting-customers>

例3) 英国(NCA他)脅威評価を行い、COVID-19に関する詐欺リスクに対する助言を公表

<https://nationalcrimeagency.gov.uk/news/fraud-scams-covid19>.

一方、ガイダンスに挙げられているものはあくまで一例であり、その他にも各国当局は継続的に情報発信、助言、指導を行っています。例えば米国では、通貨監督官(OCC:通貨監督庁のトップ)がCOVID-19に対する連邦銀行システムの対応を支援するための取り組みについて声明を出しています。

<https://www.occ.gov/news-issuances/news-releases/2020/nr-occ-2020-61.html>

同様に本邦では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による緊急事態宣言を踏まえた金融システム・金融資本市場の機能維持について、麻生金融担当大臣の談話が公表されています。

<https://www.fsa.go.jp/common/conference/danwa/20200514danwa.html>

COVID-19による影響を踏まえた今後の環境変化については、さまざまなシナリオが想定されますが、私たちPwCは、社会とクライアントの重要な課題を解決することを目的として、引き続き情報発信とクライアントサービスを続けて参ります。

## マネーローンダリングに関する脅威と脆弱性の拡大

COVID-19に対して各国政府が実施しているさまざまな措置が、不正収益の獲得や資金洗浄につながる新たな機会をもたらしています。

### ML/TFリスク像に対するCOVID-19の影響(一般的な仮定)

- リモートワークやオンライン販売等のオンラインシステムへの関心が高まっている。
- 個人用保護具、人工呼吸器、医薬品などの医療用品の需要は大幅に増加している。
- 金融機関は業務提供範囲や窓口業務を制限している。
- ロックダウンや外出規制措置等による企業や個人の財務的・社会的行動への影響が発生している。
- 政府資源はCOVID-19対応へ優先的に配分されている。
- 渡航制限や貿易量の減少により組織犯罪スキームが変化している可能性がある。

COVID-19に関連する詐欺	サイバー犯罪	その他の前提犯罪
<ul style="list-style-type: none"><li>公共機関職員へのなりすまし</li><li>必需品(医療用具、医薬品など)の偽造</li><li>偽の慈善事業のための募金</li><li>投資機会を騙る詐欺</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>電子メール・SMSフィッシング攻撃</li><li>ビジネス電子メール漏洩による詐欺</li><li>ランサムウェア攻撃</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>人身売買と労働者の搾取</li><li>オンラインでの児童搾取</li><li>組織的不動産犯罪</li></ul>

COVID-19の影響で多くの銀行のオフィスや支店が閉鎖されている国もあり、そのため顧客がリモートでより多くの取引を実施するようになるなど、金融行動やパターンに重要な変化が生じています。中長期的には、景気後退が金融活動をさらに変化させ、アンダーグラウンドでの資金調達が増加していく可能性もあります。

### 金融活動の変化に伴う脆弱性の例

文脈的要因	脆弱性の例	概要
金融行動の変化	遠隔地での取引の増加	<ul style="list-style-type: none"><li>銀行支店の閉鎖や営業時間の短縮、サービス制限、インターネットバンキング(IB)の利用増加</li><li>一部金融機関は顧客の身元を遠隔で確認する機能が未整備</li></ul>
	オンラインプラットフォームへの不慣れさ	<ul style="list-style-type: none"><li>特定の人口区分(高齢者、低所得者層、遠隔地・先住民のコミュニティ等)は、IBに馴染みがなく、詐欺行為の影響を受けやすい</li></ul>
	規制されていない金融サービス	<ul style="list-style-type: none"><li>不況が長期化し、資金調達ニーズのある人々が犯罪者集団を含む非伝統的・無免許の貸し手を探す</li></ul>
経済刺激資金の横領・汚職リスク	景気刺激策の搾取	<ul style="list-style-type: none"><li>企業や個人に向けられた経済的支援の一部が潜在的な不正リスクを提起しており、その結果MLが発生する可能性</li></ul>
	国際的な財政支援と汚職リスク	<ul style="list-style-type: none"><li>法整備が不十分な国における緊急財政援助金関連の汚職・横領リスク</li></ul>
経済的ボラティリティの高騰	景気後退	<ul style="list-style-type: none"><li>苦境下の企業への投資、金融機関の貸付、破産申請等による不正収益の隠蔽</li></ul>
	現金取引の増加	<ul style="list-style-type: none"><li>証券等の現金化・貨幣の引出しが増加。現金取引を利用した資金洗浄の懸念</li></ul>
	仮想資産	<ul style="list-style-type: none"><li>不正収益の仮想資産を利用した資金洗浄</li></ul>
	インサイダー取引	<ul style="list-style-type: none"><li>市場が大きく変動し、インサイダー取引等の不正行為が生じるリスクの増大</li></ul>

# 深刻化するML/TFリスク像（続き）

## テロ資金供与のリスク

国連は、各国政府の意識とリソースがCOVID-19対応に集中する中で、テロリストやテロ組織がテロおよびテロ資金供与活動の機会を見出す可能性があることを警告しています。

COVID-19に対する国際的な人道・支援対応を行うに際しては、テロリストやテロ組織に資金を流用されることがないよう、リスクベースアプローチに則った適切な対応が求められます。

### 【参考情報】

- サヘル地域で現在アル・カイダ系組織とIS系組織の紛争が活発化している\*。
- FATFは以前から同地域におけるTFを懸念しており、2016年に”Terrorist Financing in West and Central Africa”と題した報告書を発行している\*\*。



\*<https://www.bbc.com/news/world-africa-52614579>

\*\*<https://www.fatf-gafi.org/media/fatf/documents/reports/Terrorist-Financing-West-Central-Africa.pdf>

近年は保護貿易の動きや特定国間の政治的・経済的な関係悪化等を背景として、経済制裁を端緒とする資金流れ、さらに物品や人間の流れにも重大な変化が生じています。特にグローバルに活動する金融機関等は、地政学リスクの変化を敏感に察知したうえで、今まで以上に高度な判断を行うことが必要になります。

## その他の潜在的なリスク

現在が衛生・経済危機の比較的初期の段階にあたるため、現時点で報告されている情報の大半は犯罪収益を生み出す前提犯罪に関するものであり、COVID-19から生じる固有のトレンドやリスク類型についてはまだ特定の初期段階にあると言えます。

FATFのガイドラインでは、今後想定されるML/TFリスクとして以下の例示がされています。

- リモートワークに起因する内部統制上の課題に付け込んで顧客管理措置を回避する手段を見つけ、資金を隠匿・洗浄すること。
- 不正な資金の移動や隠蔽を目的として、非対面・非接触の金融取引や仮想資産の濫用が増加すること。
- 自然人・法人が犯罪収益を隠匿・洗浄する手段として景気刺激策・支払不能スキームを活用すること。
- 社会不安が嵩じて金融不安が発生し、資金が正規の金融システムから非正規・非合法の金融セクターに移動し、犯罪者が不正資金の洗浄を行う追加的な機会を創出すること。
- 標準的な調達手続きを回避することにより、国内外の資金援助や緊急資金の不正流用・横領を招き、汚職が増加し、その結果としてMLリスクが高まること。
- COVID-19とそれに伴う景気後退を利用して、資金の洗浄や活動資金を得る目的で、オンラインで資金調達するための慈善団体であると詐欺的に主張したり、発展途上国で新たな現金集約的で流動性の高い事業に移行しようとすること。

金融機関等においては、これらの潜在的なリスクに対して先手を打った対応を行うとともに、新たなトレンドやリスク類型の特定に資する情報を当局や業界団体に報告・共有していくことが期待されます。

# COVID-19がAML/CFTに与える直近の影響

COVID-19/パンデミックは政府・民間双方のAML/CFT対応能力に大きな影響を及ぼしています。

これまでAML/CFT業務に割いていたリソースをCOVID-19対応に割り当てるを得ず、AML/CFTの取り組みが遅延しているケース、外出制限等や企業の閉鎖等に伴う非対面チャネルの拡充が要求されるところ、十分に対応できていないケース、渡航制限等の影響でグローバルなコーディネーションに支障をきたしているケース等が発生しています。

AML/CFT重要領域	COVID-19による影響
監督	<ul style="list-style-type: none"><li>・オンライン検査の延期またはビデオ会議での代替、高リスクなセクター／事業者に絞った検査</li><li>・制裁措置・是正措置の決定延期</li></ul>
規制・政策改革	<ul style="list-style-type: none"><li>・各機関の職員がリモートワークを実施。AML/CFT上の政策や立法に足踏み</li><li>・一部意思決定機関の会合の停止、他領域への注力・リソース移転</li></ul>
疑わしい取引の報告(STR)	<ul style="list-style-type: none"><li>・金融機関等はSTRの提出を継続。一部の国では報告期限の延長を実施</li><li>・電子報告システム未整備の法域においては報告処理に遅延が生じる恐れ</li></ul>
FIU*分析	<ul style="list-style-type: none"><li>・FIUのリモートワーク態勢整備が不十分な場合の業務の大幅縮小や完全停止</li></ul>
国際協力	<ul style="list-style-type: none"><li>・犯罪人引渡命令の執行遅延</li><li>・AML/CFTに関する技術的支援の縮小・停止</li></ul>
法執行当局	<ul style="list-style-type: none"><li>・COVID-19の関連の前提犯罪に焦点を当てた取り組み</li><li>・公判等の中止による訴追の延期</li><li>・当局リソースが他領域に移ることによるテロ活動等の活性化</li></ul>
民間部門	<ul style="list-style-type: none"><li>・銀行支店の閉鎖・リモートでのサービス提供</li><li>・外国顧客・取引関係情報の取得困難</li><li>・高リスクセクターにおける活動状況の変化</li><li>・資金移動業のサービス提供困難</li></ul>

\*Financial Intelligence Unit: 資金情報機関

## 検討すべきAML/CFT上の潜在的対応

COVID-19/パンデミックに伴う前述の状況に鑑みて、各国当局は国内外および官民の連携強化やリスクベース・アプローチの活用、デジタル決済の支援等を含む措置を次々に打ち出し、実行に移しています。

### 各国当局による対応の実例

- ・国内での調整に基づくCOVID-19によるAML/CFTリスクへの影響評価と対策の策定・民間部門との連携
- ・民間部門とのコミュニケーション強化。AML/CFT措置の適用への積極的関与・建設的協力
- ・CDDにおけるリスクベース・アプローチの最大限の活用の奨励。実務上の課題への対処
- ・電子決済・デジタル決済オプションの支援
- ・実務に即したリスクベースでのAML/CFT監督の実施
- ・新たなリスクの理解、運用上の対応への適応
- ・経済的救済措置の文脈におけるAML/CFT上の要求事項の明確化
- ・国境を越えた協力の継続
- ・COVID-19が民間部門に与える影響の監視

金融機関等には、社会情勢・当局の取り組み・金融システムに寄せられる期待等を総合的に勘案したうえで適切なAML/CFT措置を講じつつ事業を継続することが求められます。

# お問い合わせ先

PwC Japanグループ

<https://www.pwc.com/jp/ja/contact.html>



PwCあらた有限責任監査法人

レギュラトリー・フィナンシャルマーケット・アドバイザリー部

西川 嘉彦  
パートナー

竹内 秀輝  
パートナー

原田 航  
ディレクター

[www.pwc.com/jp](http://www.pwc.com/jp)

PwC Japanグループは、日本におけるPwCグローバルネットワークのメンバーファームおよびそれらの関連会社(PwCあらた有限責任監査法人、PwC京都監査法人、PwCコンサルティング合同会社、PwCアドバイザリー合同会社、PwC税理士法人、PwC弁護士法人を含む)の総称です。各法人は独立した別法人として事業を行っています。複雑化・多様化する企業の経営課題に対し、PwC Japanグループでは、監査およびアシュアランス、コンサルティング、ディールアドバイザリー、税務、そして法務における卓越した専門性を結集し、それらを有機的に協働させる体制を整えています。また、公認会計士、税理士、弁護士、その他専門スタッフ約8,100人を擁するプロフェッショナル・サービス・ネットワークとして、クライアントニーズにより的確に対応したサービスの提供に努めています。

PwCは、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することをPurpose(存在意義)としています。私たちは、世界157カ国に及ぶグローバルネットワークに276,000人以上のスタッフを有し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細は [www.pwc.com](http://www.pwc.com) をご覧ください。

発刊年月：2020年7月 管理番号：I202006-03

©2020 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.